

平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて ～ 毎月（日）の源泉徴収のしかた ～

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。改正の概要及び平成30年1月以降の毎月（日）の給与等の支払の際の源泉徴収のしかたは、次のとおりとなります。

◎ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました（改正前：38万円超76万円未満）。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。



「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の記載例

《平成30年分扶養控除等申告書の記載例（イメージ）》

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長	給与の支払者の名称（氏名） 株式会社	(フリガナ) ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 明・大 50年1月1日 平
	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの個人番号 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	世帯主の氏名 山川 太郎
	給与の支払者の法人（個人）番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶 本人
	給与の支払者の所在地（住所） 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の有無 有・無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除A対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ ● 山川 明子	7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 2 2		51.10.5	東京都練馬区23-7	
源泉控除B対象扶養親族(16歳以上)(平16.1.1以降生)	ヤマカワ イチロウ ● 山川 一郎	8 8 9 9 0 0 1 1 2 2 3 3	子	14.5.17	東京都練馬区23-7	
源泉控除C対象障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生						
他の所得者が控除を受ける扶養親族等						
16歳未満の扶養親族(平16.1.2以降生)	ヤマカワ ジロウ ● 山川 二郎	9 9 0 0 1 1 2 2 3 3 4 4	子	17.7.5	東京都練馬区23-7	

「源泉控除対象配偶者」に該当する場合に記載します。

「源泉控除対象配偶者」とは給与所得者（合計所得金額（見積額）が900万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額（見積額）が85万円以下の人をいいます。

同一生計配偶者が「障害者」に該当する場合に記載します。

「同一生計配偶者」とは給与所得者（所得制限無）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額（見積額）が38万円以下の人をいいます。

年の途中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出することとされています。

《平成30年分源泉徴収簿の記載例（上記の扶養控除等申告書の場合）（イメージ）》

扶養控除等の申告	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等		従たる給与から控除する源泉控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
		当	初	当	初	当	初	当	初		
有・無	有・無	1	人		人		人		人	人	有・無
有・無	有・無		人		人		人		人	人	有・無
有・無	有・無		人		人		人		人	人	有・無

上記様式については平成29年6月30日時点のイメージです。確定様式ではありません。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。